

保険料の計算

国保でたすけあい

皆さんの保険料は、皆さんや後期高齢者医療制度に加入されている方の病気やケガによる医療費、介護サービスを必要とされる方の介護費用のための大切な財源となっています。

保険料のしくみ

1年間の(4月から翌年3月)の保険料は、**医療保険分**、**後期高齢者支援金分**、**介護保険分**の合計額です。それぞれ、加入者全員の所得に応じた所得割、加入者一人あたりの均等割、一世帯あたりの平等割があります。

介護保険分は、40歳以上65歳未満の加入者に発生します。

◇◇令和5年度の保険料率◇◇

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額 (基礎控除後の世帯の所得×)	7.69%	2.60%	1.85%
均等割額 (加入者一人あたり)	26,920円	9,110円	9,830円
平等割額 (一世帯あたり)	26,640円	9,020円	7,050円
上限額	650,000円	220,000円	170,000円

未就学児がいる世帯の保険料軽減

未就学児に対しては、保険料の医療保険分、後期高齢者支援金分の均等割額が5割軽減されます。低所得者世帯の軽減(26ページ参照)が適用になっている場合は減額後の均等割額が5割軽減されます。軽減後の保険料額が上限額を超える場合、上限額が保険料額となります。

保険料の試算

国保課では、保険料の試算を行っておりますので、ご利用ください。また、保険料の算定方法につきましては、帯広市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

帯広市国保 保険料算定方法



保険料の通知・支払回数

保険料の通知書は、毎年6月中旬に郵送しています。

1年間（4月から翌年3月）の保険料を、6月から翌年3月の10回に分けて納付していただきます。年金から天引きされている方は、年金支給月に徴収されます。

6月以降に加入手続きをされた方は、加入手続きの翌月に通知書をお送りします。

また、所得金額や加入者の変更などにより、保険料が変更となる場合は、再計算後、変更後の通知書をお送りします。

保険料の納期限

令和5年度の保険料の納期限は下表のとおりです。

年金からの天引き（特別徴収）の場合は、下表とは異なります。

第1期	令和5年 6月30日	第6期	令和5年11月30日
第2期	令和5年 7月31日	第7期	令和5年12月28日
第3期	令和5年 8月31日	第8期	令和6年 1月31日
第4期	令和5年10月 2日	第9期	令和6年 2月29日
第5期	令和5年10月31日	第10期	令和6年 4月 1日

納期限を過ぎると、納期限までに納付されている方との公平を期すため、延滞金が発生したり差押えなどの滞納処分を受けたりすることがあります。

保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は世帯主です。

世帯主が、会社などの他の健康保険に加入されている場合でも、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主が保険料納付の責任を負います。
※ 世帯の中の国保加入者が責任をもって保険料を納付される場合は、

手続きにより納付義務者を変更することができます。（保険料が下がることがあります。）但し、次の条件を満たさない方は変更することができませんのでご注意ください。

- ・擬制世帯主が納付義務者の変更に同意していること
- ・届け出をしようとしている月の前月までの保険料について、擬制世帯主と当該国保加入者のいずれにも未納がないもの。
- ・年度内に75歳に到達する加入者の場合本人以外に国保加入者がいないこと

詳しくは国保課保険料窓口までお問い合わせください。

所得の申告が必要です

保険料は所得により計算しています。

所得の申告がないと、所得がないのに保険料が基本料金で計算されることがあります。

収入がない方、遺族年金や障害年金、雇用保険などの非課税の所得の方も申告が必要になります。以下の場合は、所得の申告は必要ありません。

- ① 会社などから給与や報酬の支払いを受けている方
- ② 確定申告をしている方
- ③ 公的年金等の源泉徴収票を受け取っている方

(例) 申告がないと、64歳の単身世帯の場合で、保険料は88,400円(1年間)となりますが、収入が遺族年金のみであることを申告することで、26,400円(1年間)となります。

年度の途中で加入・脱退した方の保険料

年度の途中に加入した場合は、届け出た月にかかわらず、その加入月数に応じた月割りの保険料となります。(会社を退職した日の翌日、市外から転入した日の属する月から保険料が発生します。)

また、年度の途中で脱退した場合は、加入月数に応じた月割りの保険料となります。(会社に就職した日の翌日、市外へ転出した日の属する月から保険料が不要となります。)

※ 加入の手続きが遅れると、最高2年分さかのぼって、一度に保険料が発生し、納付が必要になります。

市外から転入された方の保険料

市外から転入された方の保険料は、保険料を計算するための所得が帯広市での把握に時間がかかるため、最初に平等割と均等割のみで通知することがあります。その後、転入前にお住まいであった市区町村に照会し回答を受けた所得により、再計算し、保険料が変更になる方につきましては、変更後の保険料を通知します。

保険料の軽減・減免

低所得世帯に対する保険料の軽減（申請は不要です）

前年の所得が次の基準にあてはまる世帯は、平等割額と均等割額が軽減されます。

軽減判定の際には、国保加入者に旧国保被保険者※の所得と人数を含めて判定します。

収入がなくても所得の申告をされていない世帯は、以下の軽減が受けられません。

25ページのとおり必ず所得の申告をお願いします。

軽減割合	令和4年中の国保加入者と世帯主の所得 (旧国保被保険者※を含む)
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
5割	43万円 + (29万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
2割	43万円 + (53.5万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※ 旧国保被保険者とは、国保（国保組合を除く）から後期高齢者医療制度に移行された方です。

- 65歳以上（1月1日現在）の方の公的年金等に係る所得については、さらに最大15万円を控除して軽減を判定します。
- 土地や建物の売却による譲渡所得は、特別控除前の金額で軽減を判定します。
- 専従者給与(控除)額は、必要経費に含めず軽減判定します。

●よくあるお問い合わせ①●

Q. 世帯主が国保に加入していないのに、なぜ、世帯主宛に保険料の請求が届くのですか？

A. 国民健康保険料の納付義務者は世帯主となっており、同じ世帯の中で国保に加入された方がいる場合、その世帯主に保険料の納付義務が発生します。

解雇・倒産などにより離職した方の保険料の軽減（届出が必要です）

解雇・倒産などにより離職した方は、届出により保険料が軽減されます。保険料を計算する際の前年所得のうち、離職した方の給与所得を100分の30として算定し、離職日の翌日の属する月から翌年度末（最大2年度）まで適用します。

軽減対象者

雇用保険受給資格者証の離職理由コード

11・12・21・22・23・31・32・33・34

申請に必要なもの

- ① 窓口に来る方の本人確認ができるもの
- ② 対象者の保険証
- ③ 雇用保険受給資格者証（原本）※
又は雇用保険受給資格通知（原本）※

※マイナンバー制度による情報連携の本格運用に伴い省略可能ですが、判定までに時間がかかる場合があります。ご持参いただくことで、即時の判定が可能となります。

- ・「雇用保険特例受給資格者証（資格通知）」又は「雇用保険高年齢受給資格者証（資格通知）」の方は、対象になりません。
- ・高額療養費の自己負担限度額（12～14ページ）の判定の際の所得も同様に判定しますので、医療費の負担が軽減される場合があります。

●よくあるお問い合わせ②●

- Q. 一度、保険料の通知が届いたが、なぜ、また保険料が上がったという通知が届いたのか？
- A. 確定申告の修正により所得が増加した、国保加入者が増えた、40歳になり介護保険に加入したことなどにより変更となった保険料の通知書を送付したものです。

後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の特別措置

① 低所得世帯に対する保険料軽減（申請は不要です）

国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行された方が同じ世帯にいる場合、低所得世帯に対する保険料の軽減が受けられるよう、移行された方の前年の所得や人数を含めて保険料軽減の判定を行います。軽減割合や所得の基準は26ページのとおりです。

② 平等割額の軽減（申請は不要です）

国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行され、国保の加入者が1人となった場合、移行から5年間は、医療保険分と後期高齢者支援金分の平等割が半額となります。6年目からは3年間、平等割が4分の3となります。

③ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の減免（初年度のみ申請が必要です）

被用者保険（協会けんぽ、組合健保、共済組合などで、市町村国保や国保組合は該当になりません。）に加入していた方が、後期高齢者医療保険に移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の方が国保に加入した場合、保険料が減免されます。

- ・ **所得割額：当分の間全額減免**（旧被扶養者分）
- ・ **均等割額：国保加入月から2年間半額減免**（旧被扶養者分）ただし、7割又は5割軽減に該当する方は、減免の対象なりません。
- ・ **平等割額：国保加入月から2年間半額減免**（国保加入者が旧被扶養者のみの世帯）ただし、7割又は5割軽減に該当する方は、減免の対象なりません。

保険料の減免（申請が必要です）

火災や災害による資産への損害、廃業や病気などによる所得の激減、低所得の世帯やひとり親控除を受けている又は特別障害者で一定の所得以下の世帯であるなど、特別な事情で保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の減免になることがあります。申請受付は、原則年度末までです。

詳しくは、国保課保険料係までお問合せください。

保険料の納付方法

保険料を納付する方法については、口座振替をおすすめしています。一定の条件にあてはまる方は、年金からの天引き（特別徴収）となります。

1 口座振替（帯広市では口座振替を、おすすめしています）

納期限に、ご指定の金融機関の口座から自動的に保険料が振り替えられ、納め忘れがなく、安心・便利です。

毎月10日までに手続きされた場合、その月の納期限から口座振替が開始されます。

以下2通りの手続きにより口座振替を開始できます。

●キャッシュカードによる手続き

キャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力することで簡単に口座振替の登録ができます。

以下の対象金融機関のキャッシュカードをご持参のうえ、収納課又は国保課窓口で手続きできます。

※対象金融機関

帯広信用金庫、北洋銀行、
北海道銀行、ゆうちょ銀行



●口座振替依頼書による手続き

口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳の届出印を押印することで口座振替の手続きができます。

お手続きは、金融機関窓口か収納課窓口です。

（ゆうちょ銀行をご利用の方は、収納課窓口での手続きとなります。）

※対象金融機関

帯広信用金庫、みずほ銀行、北陸銀行、北海道銀行、
北洋銀行、ゆうちょ銀行、北海道労働金庫、
帯広市川西農業協同組合、帯広大正農業協同組合、
十勝信用組合、北見信用金庫、網走信用金庫、
釧路信用金庫

2 年金からの天引き（特別徴収）

以下の条件に該当する場合は、保険料が年金から天引き（特別徴収）されます。

保険料は、介護保険料が天引きされている年金と同じ年金から徴収されます。

該当する場合には、事前に納付義務者へ文書によりお知らせし、実際に保険料を年金から徴収することとなった際は、決定通知書をお送りします。

年金からの徴収を、保険料の未納がないことを条件に、口座振替に変更することができます。手続きは国保課窓口です。

年金天引き（特別徴収）の対象となる世帯の条件

- ① 世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - ② 納付義務者が国保に加入している
 - ③ 国民健康保険料を口座振替で納付していない
 - ④ 納付義務者が年額18万円以上の年金を受給している
 - ⑤ 介護保険料と国民健康保険料の1期分の特別徴収額の合計が、1回分の年金受給額の2分の1を超えない
- ※ 世帯主が今年度中に75歳になる世帯は、年金天引き（特別徴収）の対象外となります。

3 納付書でのお支払い

年金天引きの条件に該当せず、口座振替のお手続きがない場合は、保険料を納付書でお支払いいただけます。

〈納めるところ〉

帯広信用金庫、北陸銀行、北海道銀行、北洋銀行、
ゆうちょ銀行、北海道労働金庫、帯広市川西農業協同組合、
帯広大正農業協同組合、十勝信用組合、北見信用金庫、
網走信用金庫、釧路信用金庫、セブン-イレブン、ローソン、
セイコーマート他、帯広市役所、川西支所、大正支所

〈スマートフォンアプリ納付※〉

- ・PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い、au PAY(請求書支払い)他

※コンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリでは、納付書1枚につき30万円を超える納付はできません。

※コンビニエンスストア等の店頭では、原則としてアプリ支払いはできません。

※コンビニエンスストア、スマートフォンアプリの詳細につきましては、帯広市ホームページをご覧ください。

保険料はその全額が社会保険料控除の対象です

国民健康保険料は、所得税や住民税の所得を申告する際の社会保険料控除の対象です。なお、社会保険料控除を受けることができる対象者は以下のとおりとなります。

- ① 年金天引き（特別徴収）の場合
· · · · · その年金の受給者
- ② 口座振替の場合
· · · · · その口座の名義人
- ③ 納付書払いの場合
· · · · · その保険料を負担した方

納め忘れにより、督促状が届いたり、延滞金が発生することもありますので、ぜひ、口座振替をご利用ください。

保険料は納期までに納めましょう

保険料は制度を維持する重要な財源です

国民健康保険の都道府県単位化により、北海道が全道の医療費を賄うのに必要な額を算定して、その額を市町村に納付金として配分し、市町村は8月から3月までに分割して納付する制度になりました。保険料は納付金の重要な財源になりますので必ず納期限までに納めてください。

納付が遅れると延滞金が加算されます

納期限までにお支払いが確認できない場合、納期限までに納付された方との公平性を保つため納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ延滞金が加算されます。

保険料を滞納していると

失業や災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納し、督促や納付相談などにも応じないときは、やむを得ず次のような措置がとられる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 給与・預貯金・生命保険・不動産などの財産が差し押さえられます。
- ・ 療養費・高額療養費などの保険給付の全部又は一部を差し止める場合があります。
- ・ 保険証を返還していただき、代わりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。「被保険者資格証明書」で医療機関等を受診すると、いったん医療費の全額をお支払いいただき、後日申請をいただくことによりその一部をお返します。

保険料の納付が困難なとき

国保は支えあいの制度ですので、保険料の滞納が増えると、保険料の値上げにつながり、他の被保険者の負担が増えてしまいます。

所得が大幅に減少したとき、災害にあったときなど、特別な事情により保険料を納めることができない場合は、保険料の減免や徴収猶予が認められる場合がありますので、お早めにご相談ください。

○保険料の納付に関するご質問… 収納課 0155-65-4128

0155-65-4129

0155-65-4126

○保険料の減免に関するご質問… 国保課 0155-65-4140